

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 19 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530034

研究課題名（和文） 新たな行政訴訟体系の構築に関する研究

研究課題名（英文） Study for A New System of Administrative Litigation

研究代表者

村上 裕章（MURAKAMI HIROAKI）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：20210015

研究成果の概要（和文）：現在の行政訴訟制度には憲法で要請された包括的で実効的な権利保護の観点から不備があることから、これを改善することを目的として、平成 16 年に改正された現行行政事件訴訟法の解釈論を展開するとともに、現在検討されている同法の再度の改正を見据えて、あるべき行政訴訟制度を実現するための立法論を構築することを試みた。あわせて、これらの検討にあたって示唆を得るため、フランス法及びドイツ法についての比較法的研究を行った。

研究成果の概要（英文）：The actual system of administrative litigation in Japan is not sufficient for the comprehensive and effective protection of citizens' rights. To improve this situation, I have tried to construct a new interpretation of the Administration Case Litigation Act and to elaborate a plan for the revision of this Act. To get suggestions for this inquiry, I have also studied French and German law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：行政法、行政訴訟、ドイツ法、フランス法

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 16 年改正以前の行政事件訴訟（及び同法に関する判例）については、大きく、次の 2 つの問題を指摘することが可能であった。

第一に、同法は行政の行為形式として主として行政処分（行政行為）を念頭に置き、それに応じた訴訟類型を用意していたことで

ある。その後の行政法理論の展開（特に行政過程論）により、行政は行政処分以外の様々な手法（行政立法、行政契約、行政計画、行政指導をはじめとする事実行為）を駆使して成されることが明らかになってきたが、これらに対する救済手段は必ずしも十分とはいえなかった（包括的権利保護の観点からの問題）。

第二に、行政訴訟の憲法上の位置付けが曖

味だったこともあり、行政訴訟制度が実効的な権利保護を実現しうるかについては、関心が必ずしも高くなかった（実効的権利保護の観点からの問題）。

(2) 行政法理論の展開を踏まえて成された平成 16 年の行政事件訴訟法改正により、こうした状況はかなりの程度改善されたが、なお次の 2 つの視点からの検討が必要と考えられる。

第一に、改正法について解釈論上様々な疑義があり、上記の問題が解消されたか不明確なことである。たとえば、行政処分以外の行為についての受け皿として「公法上の確認訴訟」の活用が提唱されているが、その訴訟要件や他の訴訟類型との関係はなお明らかではない。

第二に、条規の改正は基本的に従前の行政事件訴訟法の体系を受け継いでいるが、公法私法二元論や公権力概念に基づく現行法体系については様々な疑問が提起されているところである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、多様な手法を駆使して行われる現代行政の特質に適合し、かつ、国民に包括的で実効的な権利保護を保障しうるような、新たな行政訴訟体系を構築することを目的とするものである。

(2) 研究代表者は、日本における行政訴訟制度に不備があるとの認識に立ち、これを打開するために、フランス法及びドイツ法に関する比較法的考察を交えつつ、行政訴訟に関する基礎理論を再検討する作業を行ってきた（村上裕章『行政訴訟の基礎理論』（有斐閣、2007 年）など）。

本研究は、その成果を踏まえ、将来のあるべき行政訴訟体系の構築を積極的に目指そうとするものである。

(3) 本研究の基本的な着眼点は次の 2 点である。

第一に、新たな行政訴訟体系は、行政処分以外の様々な行政手法を駆使して行われる現代行政の特質に適合したものでなければならない。

第二に、それは、国民に対して包括的で実効的な権利保護を保障するものでなければならない。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は、具体的には、次の 3 つの柱から構成される。

第一に、平成 16 年に行政事件訴訟法の抜

本的な改正が行われたことから、現行法の枠内で上記目的を実現するためにふさわしい解釈論を探求することである（解釈論的検討）。

第二に、より根本的に、上記目的を達成する上でいかなる行政訴訟体系が望ましいかを、立法論的に検討することである（立法論的検討）。

第三に、以上の研究に対する示唆を得るために、諸外国における行政訴訟制度の実情を検討することである（比較法的検討）。

(2) 本研究の二つの主要な課題（解釈論的検討及び立法論的検討）については、基本的に並行して研究を進めることとする。ただし、研究機関の前半では解釈論的検討に、後半では立法論的検討に重点を置く。

(3) 解釈論的検討においては、現行法の抱える様々な問題点のうち、包括的権利保護の観点から、各訴訟類型の役割分担を中心に考察を加える。具体的には、特に、公法上の当事者訴訟と抗告訴訟の関係が問題となる。また、実効的権利保護の観点からは、執行停止や仮の義務付け及び仮の差止めの要件が検討の対象となる。

(4) 立法論的検討においては、平成 16 年改正の立案過程において提唱された様々な考え方（是正訴訟、出訴強制を伴わない取消訴訟等）を手がかりに、外国法制も参考としつつ、あるべき行政訴訟の体系を構想する。いわゆる国民訴訟（住民訴訟の全国版）や団体訴訟に関する立法論の検討もここに含まれる。

## 4. 研究成果

### (1) 解釈論的検討

平成 16 年改正によって、行政事件訴訟法に 9 条 2 項が新設され、考慮事項を明示することによって、原告適格を実質的に拡大することが求められている。そこで、原告適格に関する最高裁の判例を中心に検討し、小田急訴訟上告審判決が改正の趣旨にそった判例の展開をうかがわせたものの、その後の判例において改正とは逆行する動きがあることを指摘し、包括的で実効的な権利保護の観点からあるべき解釈論を提示した（雑誌論文④）。

平成 16 年改正では、従来の取消訴訟中心主義を脱して、訴訟類型の多様化が図られ、義務付け訴訟及び差止訴訟が明文で規定されるとともに、公法上の確認訴訟の活用が提言された。そこで、これらの訴訟類型について、下級審裁判例を含めて包括的な検討を行い、いくつかの重要論点に即して、改正の趣

旨に合致した解釈を行うべきことを主張した(雑誌論文⑩)。

特に、公法上の確認訴訟については不明確な点が多く残されている。そこで、民事訴訟法学の成果を踏まえつつ、これまでに出版された裁判例を包括的かつ体系的に検討し、訴訟要件を明確化することを試みた(図書⑤)。その後、この点に関する最高裁の重要判例が現れたことから、当該判決が学界の動向に沿ったものではなく、いくつかの問題を抱えていることを明らかにするとともに、立法論的な再検討も必要であることを指摘した(雑誌論文②)。

訴訟における本案審理については、近年の判例において、裁量統制の手法として、いわゆる判断過程の審査が多用されていることが注目されている。研究代表者はかねてからこの問題に関心をもっていたが、判例の包括的な検討を行い、判断過程審査の類型、従来型の実体的審査・手続的審査との相違、判決の効力などを解明するとともに、今後の課題を明らかにした(雑誌論文①、③、図書⑧など)。

研究代表者は行政情報法にも関心をもっているが、インカメラ審理など、行政情報法と行政訴訟との交錯領域についても検討を行い、比較法的検討及び憲法解釈を踏まえた現行法の解釈論及び立法論を展開した(雑誌論文⑤、⑨、⑪、学会発表①、図書④、⑦など)。

そのほか、下記には挙げていないが、行政主体間の争訟と法律上の争訟の関係、客観訴訟の憲法上の位置付けについても、すでに論文を脱稿しており、近く公刊される予定である。

以上のように、解釈論的検討に関しては、包括的で実効的な権利保護という統一的な観点から、一定の成果を上げることができた。これらの研究成果は、行政法の教科書(図書⑨)や学生向けの解説書(図書②)においても活用している。

## (2) 立法論的検討

まず、公法上の確認訴訟の活用が提言されたことにより、抗告訴訟と公法上の当事者訴訟の関係が改めて問題となっている(図書⑤)。この問題は近時の最高裁判決によってますます顕在化しており、公権力概念に基づく現行行政訴訟体系そのものを立法論的に見直す必要があることを指摘した(雑誌論文②)。

また、団体訴訟や国民訴訟などの活用が提言されているが、客観訴訟と憲法上の司法権の関係については様々な議論があり、それがこれらの訴訟を導入する上での支障の一つとなっているように思われる。近く公刊する予定の論文では、日本国憲法が想定する司法

権は必ずしも狭隘なものではないことを論証し、客観訴訟等の創設に関しては、かなり広範な立法裁量が認められるべきことを主張している。

解釈論的検討に比べると、立法論的検討については必ずしも十分な成果を上げることができなかった。

その理由の一つとして、行政事件訴訟法改正後、判例が急速な発展を見せており、そのフォローにかなりの時間をとられたことが挙げられる。

もう一つの理由は、各行政分野は近年著しい発展を遂げていることから、その現状を十分に踏まえて立法論的検討を行うためには、個人研究には限界があることを改めて認識するに至ったことである。そこで、平成25年度以降、本研究を進展させ、各行政分野に精通した第一線の研究者を組織して、行政訴訟制度改革をテーマとした共同研究を実施する計画を立てており、そのために科学研究費基盤研究(B)の内定を受けているところである。

## (3) 比較法的検討

ドイツ法については、在外研究中にお世話になったマンハイム大学名誉教授シェンケ先生の古稀記念論文集に寄稿した。この論文では、ドイツ法と比較した場合の日本の行政訴訟制度の特色を明らかにするとともに、必ずしも外国においてよく知られているとはいえない近年における日本法の展開を、対外的に発信することができた(図書⑥)。

フランス法については、情報をテーマとして開催された第8回日仏法学共同研究集会において、日本側の主報告(公法セクション)を担当した。同研究集会では、日本とフランスの個人情報保護制度を比較し、救済手段を含めた類似点と相違点を明らかにする報告を行い、フランス語の原文とその日本語訳を公表した(図書④、雑誌⑤)。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

- ① 村上裕章、生活保護老齢加算廃止訴訟、法政研究、査読有、80巻1号、2013、掲載予定、DOIコード及びURLなし
- ② 村上裕章、教職員国旗国歌訴訟(予防訴訟)上告審判決、判例評論、査読無、651号、2013、140-145、DOIコード及びURLなし
- ③ 村上裕章、判断過程審査の現状と課題、法律時報、査読無、85巻2号、2013、10-16、DOIコード及びURLなし

- ④ 村上裕章、原告適格拡大の意義と限界——小田急線高架化事件、論究ジュリスト、査読無、3号、2012、102-108、DOIコード及びURLなし
- ⑤ 村上裕章、日本公法における個人情報の保護、ICCLP Publications、査読無、12号、2012、43-64、DOIコード及びURLなし
- ⑥ 村上裕章、情報公開法改正案の検討——インカメラ審理を中心として、法律時報、査読無、84巻1号、2012、72-76、DOIコード及びURLなし
- ⑦ 村上裕章、固定資産税の価格を過大に決定されたことによって損害を被った納税者が地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経ていない場合における国家賠償請求の許否、判例評論、査読無、626号、2011、9-14、DOIコード及びURLなし
- ⑧ 村上裕章、建築確認取消訴訟における先行する「安全認定」の違法性主張の可否、ジュリスト、査読無、1420号（平成22年度重要判例解説）、2011、58-59、DOIコード及びURLなし
- ⑨ 村上裕章、情報公開訴訟におけるインカメラ審理、法政研究、査読有、77巻4号、2011、1-41、DOIコード及びURLなし
- ⑩ 村上裕章、多様な訴訟類型の活用と課題、法律時報、査読無、82巻8号、2010、20-25、DOIコード及びURLなし
- ⑪ 村上裕章、情報公開訴訟におけるインカメラ審理、法学教室、査読無、354号（別冊付録判例セレクト2009II）、2010、6、DOIコード及びURLなし
- ⑫ 村上裕章、法科大学院ガイダンス・行政法、法学教室、査読無、344号、2009、12-15、DOIコード及びURLなし

[学会発表] (計2件)

- ① Hiroaki Murakami, La protection des données personnelles en droit public japonais, 第8回日仏法学共同研究集会、2011年9月27日、東京大学
- ② 村上裕章、情報公開法改正案の検討——インカメラ審理を中心として——、第11回行政法研究フォーラム、2011年8月7日、関西学院大学

[図書] (計9件)

- ① 村上裕章、国と地方の係争処理——勝馬投票券発売税、磯部力、小幡純子、斎藤誠編、有斐閣、地方自治判例百選 [第2版]、2013、刊行予定
- ② 亙理格、北村喜宣、村上裕章(ほか4名)、有斐閣、重要判例とともに読み解く個別行政法、2013、487(7-34、67-97)
- ③ 村上裕章、損失の補償に関する訴え、宇賀克也、交告尚史、山本隆司編、有斐閣、行政判例百選II [第6版]、2012、554(444-445)
- ④ Hiroaki Murakami, La protection des données personnelles en droit public japonais, in: B. Fauvarque-Cosson et Y. Ito (dir.), L'information: VIIIe Journées juridiques franco-japonaises (Collection Droits Étrangers vol. 11), Société de Législation Comparée, 2012, 226(69-94)
- ⑤ 村上裕章、公法上の確認訴訟の適法要件——裁判例を手がかりとして——、高木光ほか編、有斐閣、阿部泰隆先生古稀記念・行政法学の未来に向けて、2012、812(733-752)
- ⑥ Hiroaki Murakami, Der effektive Rechtsschutz im japanischen Verwaltungsprozessrecht - Bedeutung und Grenzen der Reform 2004, in: Baumeister, Peter/Roth, Wolfgang/Ruthig, Josef (Hrsg.), Staat,

Verwaltung und Rechtsschutz,  
Festschrift für Wolf-Rüdiger Schenke  
zum 70. Geburtstag, Duncker &  
Humblot, 2011, 1376 (1027-1043)

- ⑦ 村上裕章、特別解説 2 インカメラ審理、  
高橋滋、斎藤誠、藤井昭夫編、弘文堂、  
条解行政情報関連三法——公文書管理  
法・行政機関情報公開法・行政機関個人  
情報保護法、2011、765 (491-500)
- ⑧ 村上裕章、小田急高架化事業認可取消訴  
訟——裁量統制、淡路剛久、大塚直、北  
村喜宣編、有斐閣、環境法判例百選 [第  
2 版]、2011、260 (108-109)
- ⑨ 稲葉馨、人見剛、村上裕章、前田雅子、  
有斐閣、行政法 [第 2 版]、2010、352  
(179-269)

[その他]

ホームページ等

<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/details/K003286/index.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

村上裕章 (MURAKAMI HIROAKI)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：20210015

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：